

税理士法人 赤坂国際会計事務所 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月1日～令和4年7月31日までの2年間

2. 内容

目標 1：小学校就学前の子を持つすべての労働者が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入・促進する

<対策>

- 令和2年8月～ 社員への聞き取り調査、検討開始
- 令和2年9月～ 就業規則改定に向けた社内意見募集期間を設定し社内イントラネット Desknets Neo により全社員に周知し、就業規則改定版を作成する
- 令和2年9月18日 就業規則改定版を施行
社内イントラネット Desknets Neo により全社員に周知する
- 令和3年1月～ 対象者に個別面談を実施し、利用を促進する

目標 2：労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入・促進する

<対策>

- 令和2年8月～ 社員への聞き取り調査、検討開始
- 令和2年9月～ 就業規則改定に向けた社内意見募集期間を設定し社内イントラネット Desknets Neo により全社員に周知し、就業規則改定版を作成する
- 令和2年9月18日 就業規則改定版を施行
社内イントラネット Desknets Neo により全社員に周知する
- 令和3年1月～ 対象者に個別面談を実施し、利用を促進する